（代替措置等申出添付書面の還付）

第二百二条の九　代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第二百二条の四第六項第一号の書面、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2　前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3　登記官は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

4　前項後段の規定により登記官印を押印した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5　第三項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6　第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7　前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

8　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9　前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款　代替措置

（代替措置における公示用住所）

第二百二条の十　法第百十九条第六項の法務省令で定める事項は、当該登記記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。

（代替措置申出）

第二百二条の十一　代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実の概要

二　第二百二条の十三に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三　措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

四　公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

2　代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二　前項第四号に掲げる事項を証する書面